

令和5年度 国民健康保険税 確定のお知らせ

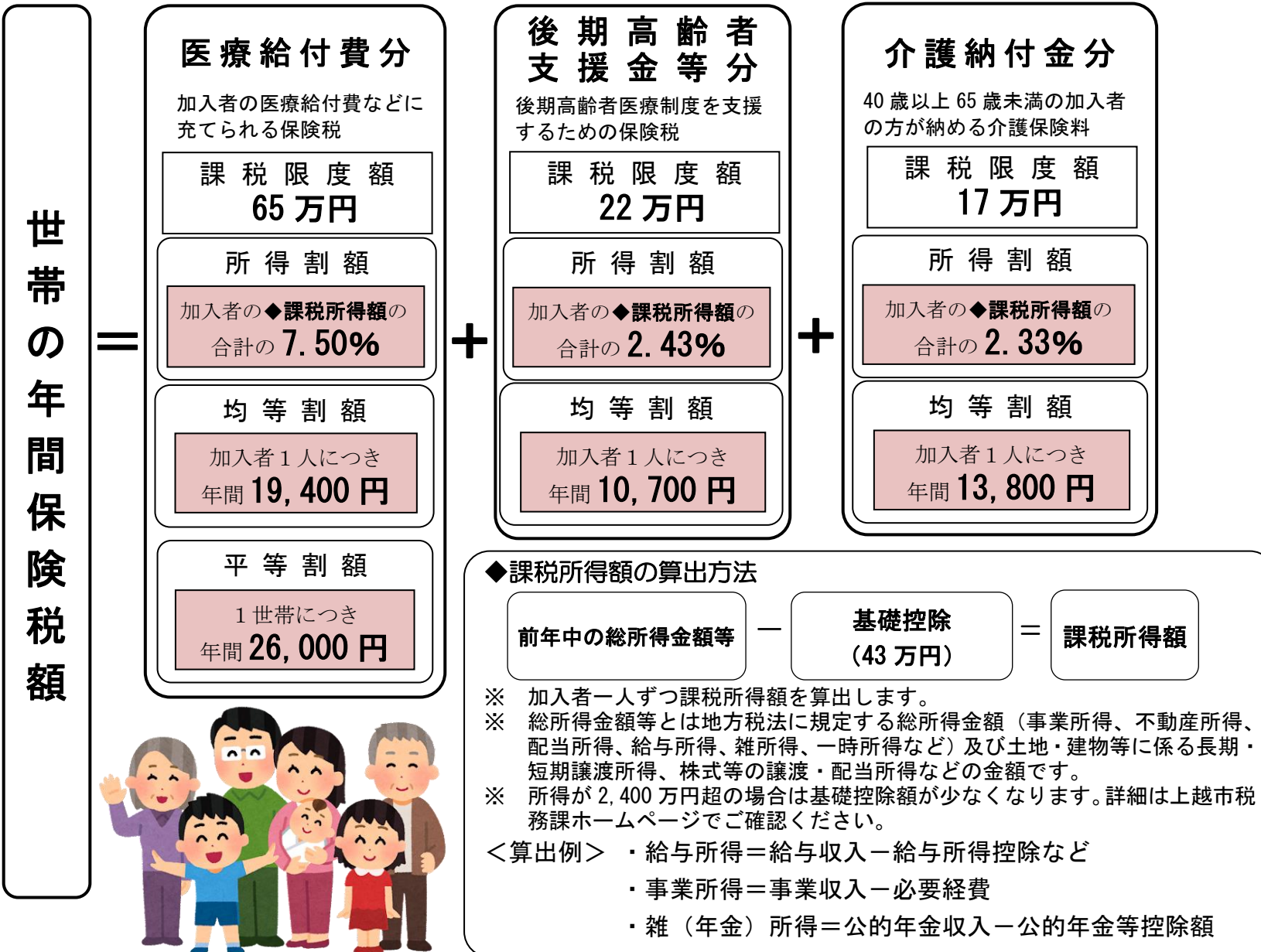
お問い合わせは
上越市役所 国保年金課 へ
電話 025-520-5714 (直通)

令和5年度の国民健康保険税が確定しましたのでお知らせします。
下表に記載している各納期限までに納付してください。

皆さんが納付する保険税は、入院・通院の医療費などに充てられる大切な財源です。

◇年間保険税額の算定について

年間保険税額は、国保加入者の全員の医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の合計金額で、それぞれ、所得割、均等割、平等割（医療給付費分のみ）を合わせた金額です。



◇納税義務者は世帯主です

- 国保の加入者がいる世帯では、世帯主が国保の加入者であるなしにかかわらず、世帯主が保険税の納税義務者であり、世帯主宛てに納税通知書をお届けします。
- 国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）の場合は、世帯主の所得割額や均等割額は加算しません。

◇国民健康保険税について

- 世帯の加入者全員が引き続き翌年3月まで国保に加入するものとして決定します。
- 保険税は加入した月からの「月割課税」です。
 - ・左記計算に基づいて決定した年間保険税額を7月（第1期）から翌年3月（第9期）の納期で納付してください。
 - ・加入者の内訳については、納税通知書の4ページをご覧ください。
 - ・加入者ごとの課税の明細については、納税通知書の6ページをご覧ください。

◇社会保険への加入など健康保険の資格に変更があった際は届出が必要です

- 勤務先の健康保険へ加入した場合、国保喪失の届出が必要です。14日以内に届出してください（届出の際には国保喪失される全員の社会保険の保険証を提示してください）。
原則として、届出の翌月に保険税を精算し、変更（決定）通知書を送付します。変更（決定）通知書が届くまでに納期限を迎える期については、変更前の税額で納付してください。なお、還付が発生する場合は、後日収納課から別途通知が發送されます。

◇確定申告、市・県民税申告等の所得の申告をお願いします

- 保険税の計算、保険税の減額（軽減制度）判定、高額療養費支給の限度額判定を適正に行うためには所得の申告が必要です。
- 収入が少ない場合や非課税所得（障害年金や遺族年金等）だけの場合であっても、所得の申告がないと、保険税の軽減等が受けられません。

◇納め忘れがない口座振替のお勧め

- 保険税の納付を口座振替にすると、納め忘れがなくなり便利です。市内に本店か支店のある金融機関及びゆうちょ銀行に納税通知書・通帳・通帳の届出印をお持ちいただければ簡単に手続きができます。

令和5年度の国民健康保険税の納付について ※普通徴収の納期限は原則毎月末日です。末日が土曜・日曜・祝日など休日の場合は次の平日となります。 ※口座振替で全期前納の場合は、7月31日に第1期分から第9期分までを振替します。

納付書又は口座振替による納付 (普通徴収)	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	納期	X			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	X			7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月29日	4月1日	
年金天引きによる納付 (特別徴収)		4月14日		6月15日		8月15日		10月13日		12月15日		2月15日	

裏面もご覧ください

保険税の軽減や減免について

- 世帯主と国保加入者の前年中の総所得金額等の合算額により、保険税の均等割額と平等割額の7割、5割または2割が軽減されます。

	世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と国保加入者の前年中の総所得金額等の合算額	均等割額	平等割額
		軽減割合	
①	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	7割	
②	上記①の金額を超え、次の算式で求めた金額以下の世帯 43万円+（29万円×国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	5割	
③	上記②の金額を超え、次の算式で求めた金額以下の世帯 43万円+（53.5万円×国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	2割	

- ※平成30年度の税制改正により、令和3年度分以降の軽減判定基準額が変更されました。
- ※軽減の該当の判定日は、4月1日（途中加入世帯は加入時）です。
- ※1月1日現在、65歳以上で年金受給者の場合、公的年金等の雑所得から15万円を控除して計算します。
- ※土地建物等の譲渡所得の特別控除及び事業所得等の専従者控除は考慮しません。
- ※給与所得者等の数とは、国保加入者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与所得を有する人（55万円を超える給与収入を有する人）の数と公的年金に係る所得を有する人（65歳未満は60万円を、65歳以上は125万円を超える公的年金等の支給を受ける人で給与所得を有しない人）の数の合計数をいいます。
- ※令和4年度から、子育て世帯の経済的負担軽減の観点より、未就学児の均等割については、2分の1が減額されます。なお、上記軽減（7・5・2割）が適用された世帯は、軽減後の未就学児の均等割額が2分の1に減額されます。
- 震災や火災などの災害、事業の廃業による所得の著しい減少など特別な事情がある場合は、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

年金からの天引き（特別徴収）による納付について

- ◆ 現在、納付書で納付されていて下記の①から⑥までの条件すべてに該当する世帯主

- 年金受給月（偶数月）ごとに、年金天引きで保険税を納付していただきます。

- ① 世帯主が国保に加入していること（世帯主が他の健康保険に加入していないこと）
- ② 世帯内の国保加入者全員が65歳から74歳までであること（世帯内に会社の健康保険などの加入者である65歳未満の人がいる場合も、年金天引きとなります。）
- ③ 世帯主が1年間に受け取る公的年金受給額が18万円以上であること
- ④ 介護保険料が年金から天引きされていること
- ⑤ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えないこと
- ⑥ 年度の途中で世帯主が75歳に到達しないこと

- ※『年金天引きによる納付』から『口座振替による納付』に変更を希望される場合は、手続により変更することができます。
- ※年度の途中で『納付書による納付』から『年金天引きによる納付』に変更となる場合は随時「変更（決定）通知書」にてお知らせします。

倒産・解雇などで職を失った方々に対する保険税の軽減について

会社の倒産や解雇などで職を失った方々（非自発的失業者）に対する保険税の軽減措置があります。

○対象者

下記の条件すべてに該当する方

- (1) 「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」の離職理由コードが次のいずれかに該当
 - ①倒産・解雇など事業主の都合により離職した方「11」「12」「21」「22」「31」「32」
 - ②事業主の都合により雇用期間が更新されなかった方「23」「33」「34」

- (2) 離職日時点で65歳未満

※「特例受給資格者証」「高齢受給資格者証」をお持ちの方は軽減対象となりませんので、ご注意ください。

○軽減内容

非自発的失業者の前年中の給与所得を30/100とみなして保険税を算定します。

○軽減期間

離職日の翌日から、翌年度末までです。

○申請の際に必要なもの

雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知、本人を確認できるもの

後期高齢者医療制度に移行する方と同居する国保加入者の方について

- ◆ 国保加入世帯のうち、75歳を迎えた方^{※1}が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国保に加入している世帯

- ① 後期高齢者医療制度に移行した人（旧国保被保険者）を含めて軽減判定を行います。
- ② 世帯の中で国保加入者が1人になる場合には、世帯状況等が変わらなければ5年間平等割額が半額となります。5年間経過後3年間は平等割額が4分の1減額となります。

- ◆ 75歳を迎えた方^{※1}が、会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者である家族の方（65歳から74歳まで）が新たに国保に加入する場合

- ① 被扶養者であった方の所得割額が免除されます。
- ② 被扶養者であった方の均等割額が、2年間半額になります。
- ③ 世帯の中で国保加入者が1人の場合には、平等割額が、2年間半額になります。

※1：65歳から74歳までの一定の障害がある方も含みます。詳しくは国保年金課にお問い合わせください。



よくある質問Q&A

【Q】保険税が高くなったのはなぜか。

【A】①所得の申告はお済みですか？

収入が少ない場合や非課税所得（障害年金、遺族年金等）のみの場合でも、所得の申告がないと、所得不明として保険税の軽減が受けられません。

②世帯の所得が多くなりましたか？

保険税は世帯主と国保加入者の前年中の総所得金額等を基に算出しますので、世帯の所得が多くなると、保険税の所得割額が増え、軽減割合が変更となる場合があります。

③加入者が増えていませんか？

世帯内の家族が新たに国保へ加入している場合があります。

【Q】加入者ごとの保険税を知りたい。

【A】納税通知書に個人別の加入状況(4ページ)と課税明細(6ページ)を記載しています。

【Q】社会保険に加入したが納税通知書が届いた。

【A】社会保険に加入した場合は、国保脱退の届出が必要です。

【届出に必要な書類】

現在の社保保険証、今までの国保保険証、身分証(運転免許証又はマイナンバーカード)

【Q】先月国保脱退手続きをしたが、更正通知書と一緒に納付書が届いた。

【A】加入期間で再計算した国保税精算分です。

年税額を7月からの9回払いでご請求（年度途中加入の場合は加入の届出をされた月の翌月から）しているため、国保喪失の届出をされた翌月に国保加入期間の税額を再計算します。

このため社会保険の支払月に国保税精算分のご請求が発生する場合がありますが、加入期間が社会保険と重複しないよう割割で計算しご請求しています。なお更正通知書が届くまでに納期限を迎える期分は変更前の税額で納付をお願いします。

【Q】保険税を納めないとうなるのか。

【A】保険証の有効期限が短い「短期証」や、医療機関の窓口で医療費の全額を負担する「資格証」になる場合があります。分割納付などの方法もありますので、ご相談下さい。

【Q】年度の途中で75歳になるが、その月から保険税額が下がるのか。

【A】世帯に75歳未満の国民健康保険加入者がいる場合

75歳になる前月までの保険税を、75歳未満の国民健康保険加入者の保険税と合算して、9期（7月から翌年3月まで）に分けて納めていただきます。75歳になる月の前月までの保険税を年度の始めに計算していますので、年度途中で75歳になっても保険税が下がるということはありません。

【A】世帯に75歳未満の国民健康保険加入者がいない場合

75歳になる前月までの保険税を、7月から75歳到達の前月までの納期で分けて納めていただきます。ただし、8月までに75歳になった方は、7月の1回でまとめて納めていただきます。4月に75歳になった方は、国民健康保険税からの請求はありません。